（参考２）平成 20 年５月以降のベター・レギュレーションの進捗状況

はじめに

- **金融庁では、平成 19 年夏以来、金融規制のさらなる質的向上を目指した取組み（ベター・レギュレーションへの取組み）を進めてきた。**
- **これまでに平成 20 年5月と平成 20 年 12 月の2回、進捗状況を公表。**
- **本稿は、第2回報告書の概要に、その後の主な進捗状況等を追記したもの（太字）。**

Ⅰ．ベター・レギュレーションの４つの柱について

１．ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

（1） 平成 20 年4月に金融機関や市場関係者と取りまとめたプリンシプルについて職員一人一人への浸透を図るとともに、プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取組みを実施。

- 監督方針にプリンシプルを日々の行政対応に活用する旨を明記。
- 利用者利便の向上や適切なリスク管理といったプリンシプルを踏まえ、「各種貸出・金融商品の実態に応じたリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融の円滑化」などを重点項目に掲げるとともに、優れた取組みを積極的に評価するなど、金融機関の自主的な経営改善につながることを重視した検査を実施。

（2） 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年6月成立）において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備義務を導入。金融機関の自主的な体制整備が促進されるよう、原則的な規定を定め、その実施状況についての適切なモニタリングを通じて規制の実効性の確保に努めるプリンシプル・ベースの枠組みを構築。（平成 21 年6月から実施）

２．優先課題の早期認識と効果的対応

（1） グローバルな金融市場の混乱、証券化商品の価格下落や市場流動性の低下、株式市場等の大幅な変動などが我が国の金融システムに与える影響をできるだけ早く認識するよう、市場動向に加え、金融機関の財務の健全性やリスク管理の実態などを注意深くフォロー。

- 金融システムに与える影響の正確な理解や不透明感の除去のため、先進的開示事例を踏まえて、金融機関の証券化商品等の保有額等を公表（平成 20 年6月、9月、11 月、平成 21 年3月、6月）。

・ 市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施や、証券化商品等の投資において裏付となる資産内容、価格変動状況の把握など、金融機関のリスク管理の留意点の検証に努め、監督指針に反映（平成 20 年8月）。

また、地域経済・中小企業等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、きめ細かな実態把握や、中小企業等への金融の円滑化を図るための施策を速やかに実施。これらを通じて、金融機関による適切な金融仲介機能が維持されるよう努力。

・ 全国各地に幹部職員を派遣し、中小企業等からヒアリング調査を実施（平成 20 年8月）するとともに、中小企業庁と合同で、全国各地で中小企業者との意見交換会を開催するなどの実態把握を実施。
・ 金融機関が安心して資金供給できる環境整備に向けた施策を実施（改正金融機能強化法の迅速な施行、貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充、自己資本比率規制の一部弾力化等）。
・「金融円滑化のための新たな対応」を公表（平成 21 年 3 月）し、公的資本に係る配当率を平時の水準に設定するなど金融機能強化法の活用を促すとともに、平成 21 年4月から金融円滑化のための集中検査を実施。

（2） 内外の経済・金融情勢が大きく変化する中、金融機関の経営に深刻な影響を及ぼし得る重要なリスクに焦点をあてたメリハリのある検査を実施。

・ 証券化スキームなどを利用した複雑な形態の貸出等の増加や、中小企業の実態を踏まえた適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている状況を踏まえて、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを検査基本方針において重点事項化。（再掲）
・ 重要でないリスクに係る金融機関の事務負担を軽減するため、小規模で業務が限定されている金融機関への簡易検査を導入。

３．金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

（1） 金融商品取引法等の一部を改正する法律において、ファイアーウォール規制を見直すとともに、金融機関に対して利益相反管理体制の整備を求め、個々の状況に応じた自主的な規律付けを求める枠組みを導入。（再掲）

（2） 金融商品取引法等の一部を改正する法律において、課徴金の加算・減算制度を導入。自主的なコンプライアンス体制の構築の促進・再発防止に向けたインセンティブ付与の観点から、一定の違反行為の早期申告者には課徴金を減額。また、違反行為の抑止の観点から、違反行為を繰り返す者には課徴金を加算。

（注） 課徴金の加算・減算制度は、監督対象先に対する規制ではなく、個人投資家を含む市場参加者全般を対象としている。

（3） 経営改善に向けたインセンティブを高めることを目的とする検査評定制度に係る取組みを充実。

- 金融機関の優れた取組み・創意工夫は検査で積極的に評価し、検査評定に明確に反映。
- 新たに「A評定」事例を事例集により周知。
- 金融検査評定結果の分布状況の公表において、「A評価」と「B評価」を追加。

（4） 経済情勢の変化を踏まえた地域金融機関の対応等の好事例を紹介し、地域密着型金融の一層の推進に向けた金融機関のインセンティブに配意。**平成 20 年度の顕彰事例を中心に「地域密着型金融に関する取組み事例集」を取りまとめ、公表（平成 21 年 3 月）。**

（5） バーゼルⅡ（自己資本比率規制）におけるリスク管理高度化に向けたインセンティブに配意し、先進的内部格付手法の承認審査を実施。承認を受けた各金融機関が、リスク管理の高度化に向けた自主的な取組みを更に機能させ、企業の経営実態や特性に応じたリスクテイク・リスク管理をきめ細かく行うことを通じ、適切な金融仲介と健全性の維持とが好循環をもって実現していくことを期待。

（6） 金融機関の CSR(企業の社会的責任)を重視した取組みの状況や具体的事例について調査を行い、その結果を公表（平成 21 年3月）。各金融機関が他の機関の具体的取組み等を参照し、今後の取組みに活かすことで、利用者等の利便性向上に資することを期待。

４．行政対応の透明性・予測可能性の向上

（1） 検査マニュアルを改定し、「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証」、「検査結果に対する真の理解（納得感）」など、検査官が金融検査を行う際に配意すべき事項を明記（平成 20 年8月）。**また、検査の中立性・公平性・透明性の向上を図り、検査結果に対する真の理解を得るため、検査官と被検査機関が十分な議論を尽くした上でも認識に相違がある場合に、被検査機関が意見を申し出る「意見申出制度」に関し、意見申出審理会メンバーの外部専門家を4名から 10 名に増員（平成 21 年1月）するとともに、意見申出に係る申出期間を原則として立入終了後3日以内から2週間以内に延長（平成 21 年4月）。**

（2） 厳しさを増す景気情勢や金融商品の内在リスクを適切に管理する必要性の高まりなど、

金融機関を取り巻く環境を踏まえて、平成 20 事務年度の行政対応における重点項目を明確化。

- 検査基本方針では、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」などを重点項目化。（再掲）
- 監督方針では、厳しい経済状況の下、金融機関がリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、円滑な資金供給と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していくことが重要であることを踏まえ、「金融機能の発揮と利用者の安心・利便」や「リスク管理と金融システムの安定」などを重点項目化。

（3） 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）及び関連政令、内閣府令によるファイアーウォール規制の見直しを受けて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、利益相反管理体制の整備に関する監督上の着眼点等を定めるなど、法令等遵守にかかる監督上の着眼点を明確化。

（4） 内部統制報告制度の円滑な実施のために、全国各地で説明会を開催するとともに、新興市場に上場している企業を対象にアンケートを実施（平成 20 年8月、平成 21 年2月）。「内部統制報告制度に関するQ＆A」に、新たな質問・回答を再追加（平成 21 年4月）。

（5） 金融商品取引法の公開買付制度に係る法令解釈の明確化を図るため、「株券等の公開買付けに関するQ&A」を取りまとめ、公表（平成 21 年7月）

Ⅱ．当面の５つの取組みについて

１．金融機関等との対話の充実

地域経済・中小企業を取り巻く厳しい状況等を踏まえて、新たに全国各地の中小企業者、中小企業団体との直接の対話を開始。

（1） 中小企業金融の実態を把握するため、金融庁幹部職員を全国各地に派遣し、51 の中小企業・団体からヒアリング調査を実施（平成 20 年8月）。各都道府県の商工会議所等を対象に中小企業の業況、資金繰りの状況等に関するアンケート調査を実施（平成 20 年8月、11 月、平成 21 年2月、5月）。中小企業庁と合同で、全国 153 か所において、中小企業者等との意見交換会を実施（平成 20 年 10 月～平成 21 年2月、以後も継続中）。

（2） 主要行等の決算ヒアリングや検査モニターを拡充。市場関係者や金融機関代表者との意見交換会も積極的に実施。

２．情報発信の強化

（1） 現下の世界的な金融情勢や我が国の取組み等について、講演・スピーチや報道機関のインタビューを積極的に活用し、金融庁の考え方や施策を紹介。

（2） ウェブサイトにおける英文での報道発表や日本語との同時公表が増加。

（3） 中小企業金融の円滑化のために、検査基本方針や検査マニュアルの周知など全国各地で様々な説明会を開催。

３．海外当局との連携強化

（1） G7や首脳会合（サミット）など首脳・閣僚レベルの国際会議において、90 年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓を活かした発信を実施（平成20年6月：世界経済フォーラム東アジア会合、10月：G7、11月：ワシントン・サミット、平成21年2月：G7、4月：ロンドン・サミット、G7、6月：G8財務大臣会合）。

（2） 首脳・閣僚レベル以外でも、世界的な市場の混乱を受けて様々な国際会議や国際機関において、金融安定化等の観点から、活発な議論や検討が進められており、各国当局と連携しつつ、こうした国際的な議論に積極的に参加。また、金融機関の国際的な活動や金融取引のグローバル化に応じて、海外監督当局との連携を強化。

- 平成20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書において示された提言のうち、当局が対応すべきとされた課題や、ワシントン行動計画等について、着実に実施。
- **FSF 報告書や首脳会合の合意を受けた、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO（証券監督者国際機構）、IAIS（保険監督者国際機構）等における取組みに積極的に参加。**
- 主要国の監督当局で構成され、主要な巨大複合金融機関について設置されているSenior Supervisors Group（SSG）に5月に加わり、各国海外当局との意見交換・情報交換を実施。
- 我が国の大手金融機関について、海外の主要な関係当局をメンバーとする監督カレッジを設置。
- **海外当局との定期協議等を拡充（タイ・フィリピンとの二国間協議、EUとの保険対話を新たに開始）。**
- **金融庁を含む当局から構成され、IASCF（国際会計基準委員会財団）の説明責任強化のために設置されたモニタリングボードが、IASCF との初回会合を開催（21年4月）。**
- **市場の公正性・透明性を確保するため、信用格付業者への公的規制を導入し、国際的に協調した規制・監督の枠組み整備を推進（金融商品取引法等の一部を**

改正する法律が平成 21 年6月に成立）。

４．調査機能の強化による市場動向の的確な把握

（1） 平成 20 年7月にリスク分析参事官室を設置し、金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握するなど、リスク分析の高度化を推進。検査部局においても、各金融機関の規模・特性を踏まえた重要なリスクの把握に努め、分析した情報を実際の検査での検証において活用。

（2） 日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に注力。把握した情報等は庁内で共有。

（3） 金融機関の融資に関する大臣直通の情報受付窓口（金融円滑化「大臣目安箱」）を開設し、届けられた情報を検査・監督に反映。中小企業庁とも、中小企業金融に関する情報を共有。

５．職員の資質向上

（1） 平成 20 年7月の異動期において、キャリアパスに関するアンケート結果に配意した任用や専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施。

（2） 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、庁内の研修を改善するとともに、海外政府機関・内外大学院・在外公館への派遣を拡大。

（3） 検査部局においてシステムの専門家及び市場リスクの専門家の採用を拡大するなど、民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を積極的に採用。